

山形市農作物高温渇水対策緊急支援事業（園芸作物等高温対策） 主な質問と回答

令和 7 年 9 月 1 9 日時点

No.	質問等	回答
1	対象期間の考え方は。	令和 7 年 6 月 1 日から令和 7 年 9 月 3 0 日までに納品された資材が対象となります。 発注が 6 月より前でも、令和 7 年 6 月からの高温、少雨に伴い新たに必要となったもので、6 月 1 日から 9 月 3 0 日までに納品されたものであれば補助の対象となります。
2	支援額の上限はあるか。	事業の内容により、補助上限がありますので詳細は市ホームページに掲載した表をご確認ください。 なお、下限はありません。
3	遮熱資材は対象となるか。	直射日光を遮るために、農作物の上に展張するタイプの遮熱資材は補助の対象とします。
4	遮光資材に透過率などの基準はあるか。	透過率については作物毎に適したものが異なるため要件は設けていません。
5	資材の取り付けにかかる施工費や電気工事費は補助の対象となるか。	対象経費は、対象機器又は資材の「購入費」です。施工費や工事費、人件費については補助の対象外です。
6	循環扇と換気扇はどのようなものが補助の対象となるか。	いずれも外気を施設内に取り入れ、施設内に滞留している熱い空気を外に排出するための機器であり、施設条件にあわせて導入するものとします。
7	ハウス内に滞留した熱い空気を外に排出する目的でビニール自動巻き取り機を新たに設置する場合は補助の対象となるか。	当事業で対象としているのはあくまで「換気扇または循環扇」ですので、自動開閉装置は補助の対象となりません。
8	ミスト噴霧装置とは。	水を霧状に噴霧するノズルをハウス等の施設内に配置し、断続的あるいは連続的に水を噴霧するものとします。